

# 平成27年度 第12回香取市農業委員会総会議事録

平成28年3月18日

3月18日（金）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第6 議案第6号 買受適格証明願について  
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第9 報告第3号 軽微な農地改良の届出について  
日程第10 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は43名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	塙武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	18番	高木甚一
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	22番	宮田毅
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳
27番	飯森茂	28番	高木彌

29番	大堀	潔	30番	高木	重樹
31番	高木	哲吉	32番	栗林	利男
33番	菅谷	晁	34番	伊藤	寛
35番	椿	康弘	36番	本宮	敏雄
37番	宮負	厚美	38番	菱木	重雄
39番	小倉	新一	40番	多田	晃一
41番	大須賀	常政	42番	三橋	和男
43番	小林	一男			

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	八本	栄男	管理班長	椎名	正志
農地班長	越川	泰克	副主幹	伊能	弘
主査	伊藤	健			

開会 午後 2時49分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、43名全員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4番 今泉憲一委員、40番 多田晃一委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成28年3月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番は関連案件であります。

譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号3番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が親より使用貸借権の再設定を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が親から売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号6番、譲受人が賃借している申請地を売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号8番、譲受人が賃借している農地を売買により所有権移転を受けるものであります。

なお、譲受人の取得面積が下限面積以下となっておりますが、譲受人は花卉栽培（ラン栽培）など施設園芸等の集約的な農業経営であり、農地法施行令第6条第3項第1号に規定する、草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものに該当するため、問題はありません。50アール未満での取得は可能であります。

整理番号9番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号10番、譲受人が親より使用貸借権の再設定を受けるものであります。

整理番号11番、譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号12番、譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号13番、譲受人が実家の義父に贈与するものであります。

整理番号14番および15番は関連案件であります。

譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため、売買により所有権移転を受けるもので

あります。

整理番号 16 番、譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号 17 番、譲受人が義母より贈与を受けるものであります。

以上、17 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 2 班 班長 高木哲吉委員。

31 番高木委員 それでは、説明申し上げます。

去る、3 月 14 日、午後 1 時 30 分より市役所 3 階 301 号会議室において、第 1 班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第 3 条の案件は 17 件であります。

整理番号 1 番から 17 番の案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

議案第 1 号の案件については、農地法第 3 条第 2 項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号 1 番、2 番の 2 件について、議席番号 4 番 今泉委員。

4 番今泉委員 整理番号 1 番および 2 番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3 番について、7 番 石橋委員。

7 番石橋委員 整理番号 3 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が今銚子市の方に住んでいまして、相続により取得した農地を耕作できないと、そういうことで知人であります譲受人に売買により申請地を譲り渡すものであり

ます。今後も農地の良好な維持管理が行われると思われること、これ聞きましたらネギを作るというような話でしたので、そういうことから維持管理が充分行われることだろうと、それから取得要件を満たしておりますので許可が妥当かなと、そういうふうに判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、11番 林委員。

1 1番林委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、19番 野平委員。

1 9番野平委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が親の所有する申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、所得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番から8番の3件について、21番 林委員。

2 1番林委員 整理番号6番について、説明いたします。

この申請は、譲受人が譲渡人から賃借していた耕作地を売買により譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当だと判断いたします。

次に、7番ですけれども、この申請は、譲受人が農業規模の経営拡大のため申請地を売買により譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当だと判断いたします。

整理番号8番ですけれども、この申請は、譲受人が経営している〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇が賃借していた農地を中途解約して譲受人が売買にて譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思います。事業の内容は〇〇等の先ほど事務局さんからも説明ございましたが〇〇等のほとんど〇だと思います。〇経営なんですけれども、取得要件を満たしており許可が妥当だと判断いたします。

3件の審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に、9番、10番の2件について、26番 星越委員。

26番星越委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買により譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、10番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、11番について、29番 大堀委員。

29番大堀委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人の分家が相続により取得した農地を譲渡人に売り渡した際、今回の申請地を錯誤により譲渡してしまったため譲受人が農地および自宅の隣接地であるため売買により譲り受けるものであります。今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、12番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、13番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人は結婚して苗字が変わりましたが譲受人宅が実家にあたります。

親を早く亡くしたため家督相続した農地を義父に贈与するものです。

したがって、譲渡後も農地の良好な維持管理が可能であり、取得要件等も満たしてい



るので許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、14番、15番の2件について、39番 小倉委員。

39番小倉委員 整理番号14番および15番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、16番について、40番 多田委員。

40番多田委員 16番について、現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、自作地に隣接している耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるものです。今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、17番について、43番 小林委員。

43番小林委員 それでは、整理番号17番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め、平成28年3月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要を説明します。

整理番号1番、貸駐車場用地とのことです。

申請地は、都市計画用途区域内の近隣商業地域で、第3種農地であります。

整理番号2番、長屋住宅用地とのことです。

申請地は、第1種農地ですが、許可例外規定農地法施行規則第33条第4号の集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

整理番号3番、貸駐車場用地とのことです。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、本申請地は県道成田・鹿島港線の道路拡幅計画地であるため、用地買収契約成立までの一時転用となります。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は3件であります。

審査結果について、報告します。

整理番号1番から3番の案件について、書類等で審査した結果、実効性等何ら問題なく承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、2番 坂本委員。

2番坂本委員 それでは、整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇メートル、〇〇の〇〇と〇〇〇〇号線の間で幹線道路より一本中に入った所で、都市計画区域の用途区域で近隣は事務所店舗が多く第3種農地であります。

申請人は、今回駐車場の需要が見込まれることから私有地を貸駐車場として整備するもので、造成工事は土砂を取り除き再生砕石を敷き詰めるだけで、雨水は自然浸透とのことです。

近隣農地もなく、各書類事業計画等も適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、2番について、35番 椿委員。

35番椿委員 それでは、整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所なんですけど〇〇から〇〇〇〇〇〇〇で〇〇〇方面へ向かう途中に〇〇の〇〇がございます。

この〇〇の手前〇〇〇メートル位の左側に位置します。ここが〇〇区という所で、この地区の中になります。

この申請は、近隣にコンビニ等がありまして生活環境が良好で需要が見込める申請地に長屋住宅を建設する計画でございます。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後水路へ放流とのことで、雨水は宅地内処理し、オーバーフロー分を水路へ放流するとのことです。

隣接農地は申請者所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、3番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 それでは、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

〇〇〇〇〇線と〇〇〇〇〇〇線交差点の場所です。

譲受人は平成 26 年 11 月に申請地の隣接地でコンビニエンスストア一用地の転用許可を受けておりますが、今回販売促進期間の業者専用駐車場が必要となり、一時転用申請をするものであります。

雨水は敷地内浸透で隣接農地は申請人所有のため問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 4 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えました。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第 3 議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成 28 年 3 月 18 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号 1 番、転用を伴う所有権移転で貸駐車場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第 2 種農地と判断されます。

整理番号 2 番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第 2 種農

地と判断されます。

なお、本申請は始末書添付案件であります。

整理番号3番、転用を伴う使用貸借権設定で車庫用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、許可例外規定農地法施行規則第33条第4号の集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

なお、本申請は始末書添付案件であります。

整理番号4番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は4件であります。

このうち、整理番号4番については現地調査を行い、その他の案件については書類により審査を実施いたしました。

審査結果について、報告します。

整理番号1番から4番の案件について、審査した結果、実効性等問題なく承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、13番 高城委員。

13番高城委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この場所は、〇〇の坂を上げてカーブが二つあります。その二つ目のカーブの所に〇〇が建っております。その後方約〇メートル位の所です。

譲受人は、〇〇〇を経営しており、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇が不足している状態でしたが、今回申請地を譲り受けることとなり、申請にいたったものです。

雨水は敷地内浸透で、隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題



ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、4番について、43番 小林委員。

43番小林委員 それでは、整理番号4番について、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所でございますが〇〇〇〇〇〇線を〇〇方面に向かい〇〇〇〇〇〇〇〇を過ぎ〇〇〇〇の信号を右折して〇メートル位行った場所でございます。

譲受人は太陽光発電事業を行っている法人であり、日照条件のよい申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は自然浸透で隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成28年3月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成 27 年度第 12 次農用地利用集積計画 1 番から 351 番までの申請であります。

議案書の 13 ページから 179 ページでございます。

所有権移転 3 件、すべて田で 20,006 m<sup>2</sup>であります。

次に、使用貸借権設定の新規 2 件、18,364 m<sup>2</sup>、うち田が 14,334 m<sup>2</sup>、畑が 4,030 m<sup>2</sup>であります。

再設定 1 件、畑で 2,470 m<sup>2</sup>であります。

次に、賃借権設定、新規 202 件、1,059,920.23 m<sup>2</sup>、うち田が 1,017,141.97 m<sup>2</sup>、畑が 42,778.26 m<sup>2</sup>であります。

再設定 131 件、559,184 m<sup>2</sup>、うち田が 528,330 m<sup>2</sup>、畑が 30,854 m<sup>2</sup>であります。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権設定で新規 8 件、52,545 m<sup>2</sup>、うち田が 51,276 m<sup>2</sup>、畑が 1,269 m<sup>2</sup>であります。

以上、351 件の第 12 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議ほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第 4 号については、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に係る議案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 4 号 12 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 4 号 12 番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第 4 号 12 番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)



議 長 同じく議案第4号58番、91番、295番の3件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号58番、91番、295番の3件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第4号58番、91番、295番の3件について、原案のとおり決定いたします。

12番 宮崎委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第4号203番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号203番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号203番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の5件を除く342件について、審議い

たします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の5件を除く342件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の5件を除く342件は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成28年3月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

賃借権の設定、新規10件で、67,247㎡で、うち田が56,053㎡、畑が11,194㎡です。

以上、10件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認いたします。

---

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成28年3月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明いたします。

整理番号1番および2番は関連案件であります。

千葉地方裁判所民事第4部が執行する競売に参加するための、買受適格証明願であります。

競売の方法は期間入札で、入札日は平成28年5月11日の午前9時から平成28年5月18日の午後5時までです。

申請者は親子関係であり、買受理由は世帯として農業経営の規模拡大を図るためとのことであります。

なお、売却決定を受け農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可いたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

買受適格証明願の案件は2件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、調査結果を報告いたします。

整理番号1番および2番については、千葉地方裁判所が行う競売によるものであり問題は

ないとの意見でありました。

したがいまして、議案第6号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作物常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番から2番の2件について、28番 高木委員。

28番高木委員 事前審査会の結果と同じなんですけれどね。

整理番号1番および2番について、関連がありますので一括して説明いたします。

この買受適格証明願は、申請者が農業経営の規模拡大のため自宅に近い申請地を競売にて買い受けるためのものであります。

したがって、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、すべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 買受適格証明願については、証明を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定いたします。

◎日程第7 報告第1号から報告第4号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成28年3月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は8件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成28年3月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、82件であります。

報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成28年3月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成28年3月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、5件であります。

---

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時38分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人